

京都安心すまい応援金（京都市子育て世帯既存住宅取得応援金）Q&A集

1. 交付対象世帯について

番号	Q	A												
①	令和6・7年度の期間限定とありますが、令和6年度に年長の子ども（平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ）がいる場合、令和7年度でも事前申出（エントリー）できますか。	<p>お子さんの対象年齢は年度ごとの判断になりますので、この場合、令和7年度は事前申出（エントリー）できません。令和7年3月31日までに事前申出（エントリー）をお願いします。</p> <p>■未就学児の年齢</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事前申出（エントリー）日</th> <th>生まれた日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年8月22日～令和7年3月31日</td> <td>平成30年4月2日以降</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月1日～令和8年3月31日</td> <td>平成31年4月2日以降</td> </tr> </tbody> </table> <p>（参考）交付申請日の期限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事前申出（エントリー）日</th> <th>交付申請日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年8月22日～令和7年3月31日</td> <td>令和7年12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月1日～令和8年3月31日</td> <td>令和8年12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	事前申出（エントリー）日	生まれた日	令和6年8月22日～令和7年3月31日	平成30年4月2日以降	令和7年4月1日～令和8年3月31日	平成31年4月2日以降	事前申出（エントリー）日	交付申請日	令和6年8月22日～令和7年3月31日	令和7年12月31日まで	令和7年4月1日～令和8年3月31日	令和8年12月31日まで
事前申出（エントリー）日	生まれた日													
令和6年8月22日～令和7年3月31日	平成30年4月2日以降													
令和7年4月1日～令和8年3月31日	平成31年4月2日以降													
事前申出（エントリー）日	交付申請日													
令和6年8月22日～令和7年3月31日	令和7年12月31日まで													
令和7年4月1日～令和8年3月31日	令和8年12月31日まで													
②	父子・母子家庭でも対象ですか。	対象です。												
③	親の年齢制限・所得制限はありますか。	ありません。												
④	申出者が単身赴任をしています。京都に戻る場合、市外からの転入にあたりますか。	世帯単位での判断になりますので、単身赴任の場合は、妻と子（世帯）の居住地で判断します。												
⑤	夫婦の共有名義で、それぞれ500万以上支払った場合、ふたりとも対象になりますか。	<p>本応援金は、世帯に対して交付するものです。応援金の申請手続きは、住宅の購入及びリフォーム工事の契約者が行っていただくこととなりますが、共有名義の場合はどちらか一方で申請を行ってください。また、500万円以上支払ったかどうかは、世帯※単位で判断します。</p> <p>※ここでいう世帯は、申請者となり得る親と子で構成された世帯をいいます。例えば、親の親との共同名義の場合、親の親の支払い分を含むことはできません。</p>												
⑥	地域活動とは、具体的にどのようなことですか。	京都市地域コミュニティ活性化推進条例第2条第2号に規定する、良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する活動を指しており、代表的な活動としては、自治会・町内会等への加入やお祭りや地藏盆等の親睦行事、環境や美化の取組、防犯や防災の取組があります。												

2-1. 交付要件（交付対象住宅）について

番号	Q	A
①	親族から相続又は贈与された住宅は対象になりますか。	対象になりません。
②	店舗付き住宅は対象になりますか。	対象になります。ただし、個人名義で購入した場合に限ります。また、リフォーム工事は、住宅部分の工事を行ってください。

2-2. 交付要件（リフォーム工事）について

番号	Q	A
①	リフォーム工事の金額要件はありますか。	住環境の改善のために行う工事であれば、金額要件はありません。
②	住環境の改善のために行う工事とは、具体的にどのような工事ですか。	例えば、水まわりの設備交換や住宅内の修繕、耐震化・省エネ化の改修工事などが該当します。また、既存住宅と一体の増築工事も対象になります。 ただし、申請者と市内工事施工者間でリフォーム工事に係る契約（契約書や注文書・請書）を交わしていただく必要があります。 ※取付等の工事が発生しない単なる備品の購入や部品の交換・設置（鍵の交換、照明器具の交換など）、敷地やガレージの造成、門・塀、独立した物置・カーポート等の住宅外の部分に当たる外構工事、店舗併用住宅の店舗部分のみを対象とした工事は対象外とします。 ※改修補助金を利用したリフォーム工事も対象になります。
③	DIYで修繕したものでも対象になりますか。	自分で修繕した場合は、対象になりません。
④	分譲マンションのリフォーム工事は対象ですか。	居住部分（専有部分）について行ったリフォーム工事は対象になります。共用部分は対象になりません。
⑤	店舗等の用途を兼ねる住宅のリフォーム工事は対象ですか。	住戸部分の工事のみが対象です。
⑥	施工事業者は、市内に事業所があればいいですか。	市内に本社機能を有する事業所がある事業者が対象であり、市外に本社がある場合は対象になりません。
⑦	なぜ、リフォーム工事の施工者は市内事業者に限っているのか。	市内の住宅価格の高騰により、リフォーム工事施工者も市場性の高い滋賀や大阪に流出する傾向があると聞き及んでいること、また、地域経済の活性化及び雇用の創出、地域コミュニティの維持・発展等のためには、市内中小事業の持続的な発展が不可欠であることから、本応援金で求めるリフォーム工事の施工者は、市内事業者に限っています。
⑧	元請が市外事業者の場合、下請け事業者が市内事業者ならいいのか。	本応援金の申請は、応援金の性格上、対象者本人にさせていただくこととしています。工事業者が市内業者であるかどうかについては、交付申請の際に提出いただく、 ①リフォーム工事請負契約書又はこれに代わる書類の写し ②契約した工事の費用を払ったことがわかる書類の写し で確認することとしており、その書類では、下請業者に市内業者が入っているかどうかの確認ができないことから、原則、工事契約の相手方が市内業者であることを求めています。 ※申請者を通じて、元請業者と下請業者との契約関係が分かる書類（上記①②と同等の書類）が出せるのであれば検討しますので、事前に御相談ください。
⑨	リフォーム工事前に転居（住みながらのリフォーム工事）をしてもいいですか。	リフォーム工事と転居（住民票の異動）の時期は前後しても構いません。 ただし、住宅の売買契約日以降で、リフォーム工事の契約前かつ転居前に、事前申出（エントリー）をしていただく必要があります。

3. 加算要件について

番号	Q	A
①	京町家等かどうかは何を見れば分かりますか。	京町家等かどうかは、建築基準法の規定が適用されるに至った際（昭和25年11月23日）、現に存し、又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中であった木造の建築物であるかどうかで判断します。登記簿謄本又は閉鎖謄本に建築年月日が記載されています。それでも不明であり、他に証明できる書類があればご相談ください。
②	管理計画認定マンションはどこで調べられますか。	京すまいの情報ひろば又は（公財）マンション管理センターのHPから確認できます。 ■京すまいの情報ひろばのHP ■（公財）マンション管理センターのHP
③	事前申出の後に妊娠が分かり、子どもがふたりになりました。交付予定額を変更できますか。	変更できます。交付申請までに、変更の申出を行ってください。

4. その他

番号	Q	A
①	インターネット以外でも申請できますか。	可能です。そういった場合は、窓口へご相談ください。
②	申請者は夫婦どちらでもよいですか。	応援金の申請手続きは、住宅の購入及びリフォーム工事を行う方の名義で行っていただくこととなりますが、共有名義の場合は、どちらか一方で申請を行ってください。 また、500万円以上支払ったかどうかは、世帯（QA1-⑤と同じ）単位で判断します。
③	事前申請後にメールアドレスが変更になりました。変更の手続きが必要ですか。	提出された書類に不備等があった場合の連絡は基本的にメールで行いますので、変更になった場合は必ず変更の申出を行ってください。
④	申請は申請者本人がしなければなりませんか（代理申請）	申請は電子申請を原則としているため、電子申請によらない場合も含め、申請者本人が申請してください。仮に入力作業を代理の方が行った場合でも、申請者本人からの申請と見なします。郵送や持参の場合も同様です。
⑤	市外に一年以上住んでいたことを示す書類例の「戸籍の附票」「住民票の除票」はどこで手にはいりますか。	「戸籍の附票」は、本籍地の市町村で請求できます。戸籍の附票には、その戸籍が作られた時点からの住所の異動履歴が記録されています。 「住民票の除票」は、現住所地の前の市町村で請求できます。除票とは、転出等により、除かれた住民票のことで、除かれてから5年間保存されています。
⑥	交付申請後、応援金が交付（入金）されるまでどれくらいかかりますか。	書類の不備等がなければ、1～2カ月程度です。申請の混み具合によっては、遅れる場合がありますので、ご了承ください。